

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部改正 (環境クリーン推進課) 3

—— 告 示 ——

- 市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (税務課) 6
- 市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (税務課) 7
- 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 7
- 亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱の一部改正 (土木管理課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 9
- 亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会設置要綱 (政策推進課) 10
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 11
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 11

—— 公 告 ——

- 農地利用集積円滑化事業規程の承認 (農林振興課) 13
- 南丹都市計画用途地域の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 14
- 南丹都市計画特別用途地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 14
- 南丹都市計画防火地域及び準防火地域の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 15
- 南丹都市計画地区計画の決定による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 15
- 南丹都市計画地区計画の決定による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 16
- 南丹都市計画地区計画の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 16
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 17
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 17
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 (市民課) 18
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 20
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 20
- 亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課) 21

教育委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市文化財の指定 35

選挙管理委員会欄**—— 告 示 ——**

- 衆議院議員総選挙におけるポスター掲
示場の設置場所 36
- 定時登録において選挙人名簿に登録し
た者の氏名、住所及び生年月日を記載
した書面を縦覧に供する場所 36
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、
経由領事官の名称、最終住所及び生年
月日を記載した書面を縦覧に供する場
所 36
- 選挙時登録において選挙人名簿に登録
した者の氏名、住所及び生年月日を記
載した書面を縦覧に供する場所 36

上下水道部欄**—— 規 程 ——**

- 亀岡市上下水道事業契約規程の一部改
正 37

市立病院欄**—— 規 程 ——**

- 亀岡市病院事業契約規程の一部改正 38

固定資産評価審査委員会欄**—— 規 程 ——**

- 亀岡市固定資産評価審査委員会公開口
頭審理の傍聴に関する規程 39

規則

亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第38号

亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市循環型社会推進条例施行規則（平成13年亀岡市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（多量の一般廃棄物の範囲）

第7条 条例第16条の規定による運搬等を指示することができる多量の一般廃棄物（し尿を除く。）の範囲は、次のとおりとする。ただし、市の処理計画に適合しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 常時排出量 1日平均20キログラムを超えるもの
- (2) 臨時排出量 1日につき100キログラムを超えるもの

第8条中「申込手続き」を「申込手続」に改め、同条第1号イ中「前アの」を削り、同号ウ中「アの」を削り、同条第2号中「ねこ」を「猫」に改める。

第9条第1項第2号中「ねこ」を「猫」に改める。

第10条中「もの」を「者」に改める。

第17条第1項中「受けようとする者」の次

に「（以下「申請者」という。）」を、「別記第9号様式」の次に「。以下「申請書」という。」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「第4号」の次に「まで」を加え、「適合するもののほか」を「適合し、かつ」に改める。

第18条中「前条第1項に定める」を削る。

第19条第2項中「届けて」を「届け出て」に改める。

第22条第2項中「条例第14条に定める一般廃棄物の処理の受託者に、前項」を「受託者に前項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

分類	品 目	手数料	
家具・ 建具類	アコーディオンカーテン	800円	
	網戸	400円	
	椅子	400円	
	オーディオラック	最も長い一辺が1メートル未満	800円
		最も長い一辺が1メートル以上	1,600円
	カーペット	3畳未満	400円
		3畳以上	800円
	下駄箱	最も長い一辺が1メートル未満	800円
		最も長い一辺が1メートル以上	1,600円
	サークル（ベビーサークル、ペットサークル等）		800円
	サイドボード（テレビ台等を含む。）	最も長い一辺が1メートル未満	800円
		最も長い一辺が1メートル以上	1,600円
	収納用品 （ケース、コンテナ、ラック、ボックス等）	最も長い一辺が1メートル未満	400円
		最も長い一辺が1メートル以上2メートル未満	800円
		最も長い一辺が2メートル以上	1,200円
	障子・ふすま・戸		400円
	食器棚・本棚（扉等のあるもの）	最も長い一辺が1メートル未満	800円
		最も長い一辺が1メートル以上	1,600円
	すだれ・よしず	最も長い一辺が1メートル未満	400円
		最も長い一辺が1メートル以上	800円
	スタンドミラー		400円
	すのこ		400円
	ソファ（ソファベッドを含む。）	1人掛け	800円
		2人掛け以上	1,600円
	畳		1,200円
	たんす	最も長い一辺が1メートル未満	1,200円
		最も長い一辺が1メートル以上	2,400円
	机（引き出し等のあるもの）	最も長い一辺が1メートル未満	800円
		最も長い一辺が1メートル以上	1,600円
	テーブル	最も長い一辺が1メートル未満	600円
		最も長い一辺が1メートル以上	1,200円
	とたん・波板		400円
	ドレッサー・鏡台		1,600円
	ブラインド	最も長い一辺が2メートル未満	800円
		最も長い一辺が2メートル以上	1,600円
	ベッド （スプリングマット、マットレスは別料金）	ベビー	400円
		シングル	800円
		セミダブル	1,200円
		ダブル以上	1,600円
	レンジ台	最も長い一辺が1メートル未満	800円
最も長い一辺が1メートル以上		1,600円	
ロッカー	最も長い一辺が1メートル未満	800円	
	最も長い一辺が1メートル以上	1,600円	
ワゴン		400円	
家電製 品類	アンテナ	400円	
	ウインドファン	1,200円	
	オーディオ	単品	400円
		セット（一体型を含む。）	1,200円
	加湿器	400円	
	カラオケ機器	1,200円	
	ガスレンジ	800円	
	照明器具（電気スタンド等を含む。）	800円	
	食器乾燥機	400円	
	食器洗い乾燥機	1,200円	
	除湿機	800円	
	ストーブ	800円	
	ズボンプレスサー	400円	
	扇風機	800円	
	掃除機	800円	
	電気こたつ（天板のみも同様）	最も長い一辺が1メートル未満	800円
		最も長い一辺が1メートル以上	1,600円

家電製品類	電子レンジ		800円
	ファンヒーター		800円
	ホットカーペット	3畳未満	800円
		3畳以上	1,600円
	ミシン		1,200円
ラジカセ		800円	
趣味・スポーツ・レジャー用品類	編み機		800円
	楽器	キーボード	800円
		オルガン	1,600円
		エレクトーン	1,600円
	キャディバック		400円
	クーラーボックス		400円
	健康器具	ぶら下がり機	800円
		エアロバイク	1,200円
		ランニングマシン	1,600円
	ゴムボート	1人乗り用	800円
		2人乗り用以上	1,600円
	ゴルフクラブ		200円
	サーフボード	セールなし	400円
		セールあり	1,600円
	自転車	24型未満	800円
		24型以上	1,200円
	水槽	最も長い一辺が1メートル未満	800円
		最も長い一辺が1メートル以上	1,600円
	スキー（ストックを含む。）		400円
	スノーボード		400円
	卓球台		1,600円
	バスケットゴール	スタンドなし	1,600円
		スタンドあり	2,400円
マッサージチェア		1,600円	
その他	アイロン台		400円
	金庫		2,400円
	車椅子		1,600円
	コピー機		1,600円
	コンポスト		400円
	スーツケース		400円
	スプリングマット		1,600円
	掃除用具（ほうき、モップ等）		400円
	チャイルドシート		400円
	ふとん（マットレスを含む。）	最も長い一辺が2メートル未満	400円
		最も長い一辺が2メートル以上	800円
	風呂のふた		400円
	ベビーカー		400円
	ポータブルトイレ		400円
	物干し竿		400円
	物干し台		1,200円
	毛布		400円
	物置	幅1メートル未満	1,200円
		幅1メートル以上2メートル未満	2,400円
	遊具	一輪車・三輪車	400円
		ジャングルジム	800円
		すべり台	800円
		ブランコ	800円
他の分類に属さないもの	最も長い一辺が1メートル未満	600円	
	最も長い一辺が1メートル以上1.5メートル未満	1,000円	
	最も長い一辺が1.5メートル以上2メートル未満	1,400円	
	最も長い一辺が2メートル以上	1,800円	

備考 1 1つ当たりの金額。ただし、大きさや重さによっては回収できないものもある。
 2 指定ごみ袋に入る大きさに破碎・切断されたものは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の亀岡市循環型社会推進条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の亀岡市循環型社会推進条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第219号

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）第34条第1項の規定により、次の者に対する寄附金で平成23年9月1日以降に支出されたものを、市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定したので、亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）第19条の3第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 寄附金受領者の名称
公益財団法人 亀岡市都市緑花協会
- 2 主たる事務所の所在地
亀岡市吉川町穴川背戸田29番地

「揭示済」

亀岡市告示第220号

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）第34条第1項の規定により、次の者に対する寄附金で平成24年4月1日以降に支出されたものを、市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定したので、亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）第19条の3第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

寄附金受領者の名称	主たる事務所の所在地
公益財団法人 亀岡市環境事業公社	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
公益財団法人 生涯学習かめおか財団	亀岡市余部町宝久保1番地の1
公益財団法人 亀岡市体育協会	亀岡市曾我部町穴太土淵33番地の1 亀岡運動公園体育館内

「揭示済」

亀岡市告示第221号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成24年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

別表に次のように加える。

四種混合（クアトロバック皮下注シリンジ）	10,500円
四種混合（テトラビック皮下注シリンジ）	10,605円

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第222号

亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成24年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 第1条中「あわせて」を「併せて」に改める。
- 第2条第3号中「蛍光灯20ワット（出力40ワット）」を「出力が40ワット以下の公衆街路灯については、出力に応じて、10ワット、20ワット又は40ワット」に、「をいう。」を「とし、出力が40ワットを超える公衆街路灯については、出力が40ワットの場合の助成基準額と同額とする。」に改める。
- 第5条第1項中「助成金の交付申請書を受理した」を「申請があった」に改める。
- 別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施し、平成24年度分の助成金から適用する。
- 2 第4条の規定に関わらず、平成24年度分の助成金に係る交付申請書の提出期限は、平成24年12月末日までとする。

「揭示済」

亀岡市告示第223号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年11月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0113-81039

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年8月21日
- 3 無効になる日
平成24年11月8日

「揭示済」

亀岡市告示第224号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年11月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2314-41004

- 1 保険者
亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地

- 2 交付した日
平成24年4月1日

- 3 無効になる日
平成24年11月12日

「揭示済」

亀岡市告示第225号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年11月14日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2208-51012

- 1 保険者
亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地

- 2 交付した日
平成24年6月8日

- 3 無効になる日
平成24年11月14日

「揭示済」

亀岡市告示第226号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年11月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0125-32014

- 1 保険者
亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地

- 2 交付した日
平成24年4月1日

- 3 無効になる日
平成24年11月15日

「揭示済」

亀岡市告示第227号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年11月19日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀2314-32005

(1) 保 険 者
亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日
平成24年11月12日

(3) 無効になる日
平成24年11月19日

2 亀2202-21021

(1) 保 険 者
亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日
平成24年4月1日

(3) 無効になる日
平成24年11月19日

「揭示済」

亀岡市告示第228号

亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会
設置要綱を次のように定める。

平成24年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市バリアフリー基本構想策定
検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、亀岡市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千代川駅周辺地区における基本構想の策定に関する事項
- (2) その他協議会において必要と認めた事項(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係する法第2条第3号の施設設置管理者、京都府公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (2) 法第2条第1号の高齢者、障害者等、学識経験者その他の市長が必要と認める者(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明

を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、政策推進室政策推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、基本構想の策定の日をもって、その効力を失う。

(亀岡市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱の廃止)

3 亀岡市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱(平成15年亀岡市告示第132号)は、廃止する。

「掲示済」

亀岡市告示第229号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定に基づき、平成24年12月4日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成24年11月27日

亀岡市長 栗山正隆

「掲示済」

亀岡市告示第230号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年11月29日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR千代川駅前自転車放置禁止区域

JR亀岡駅前自転車放置禁止区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成24年11月29日(木)

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 10台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第46号

農地利用集積円滑化事業規程の承認について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の9第1項の規定により、農地利用集積円滑化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施区域

農地利用集積円滑化団体名	農地利用集積円滑化事業の種類	事業実施地域
亀岡地域農業再生協議会	農地所有者代理事業	亀岡市の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除く。）

「揭示済」

亀岡市公告第47号

南丹都市計画用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 種類

用途地域

2 位置

亀岡市大井町並河二丁目、三丁目、前脇、熊田、堂又、深町、亀ヶ淵及び観並並びに南金岐好実根、重見及び丁田、稗田野町太田古実根及び草田並びに篠町篠牧田、合戦野、松ヶ池、芦原及び下西山、夕日ヶ丘1丁目並びに王子西ノ山の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

平成24年11月5日から

平成24年11月19日まで

「揭示済」

亀岡市公告第48号

南丹都市計画特別用途地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 種類

特別用途地区

2 名称

特定大規模小売店舗制限地区

3 位置

亀岡市大井町並河三丁目、熊田、堂又、深町、亀ヶ淵及び観並並びに南金岐好実根、重見及び丁田、稗田野町太田古実根及び草田の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成24年11月5日から

平成24年11月19日まで

「揭示済」

亀岡市公告第49号

南丹都市計画防火地域及び準防火地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 種類

防火地域及び準防火地域

2 名称

準防火地域

3 位置

亀岡市大井町並河二丁目、三丁目、前脇、熊田及び堂又の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成24年11月5日から

平成24年11月19日まで

「揭示済」

亀岡市公告第50号

南丹都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 種類

地区計画

2 名称

大井町南部地区地区計画

3 位置

亀岡市大井町並河二丁目、三丁目、前脇、熊田、堂又、深町、亀ヶ渕及び観並並びに南金岐好実根、重見及び丁田、稗田野町太田古実根及び草田の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成24年11月5日から

平成24年11月19日まで

「揭示済」

亀岡市公告第51号

南丹都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 種類
地区計画
- 2 名称
篠町篠牧田地区地区計画
- 3 位置
亀岡市篠町篠牧田、合戦野、松ヶ池及び
芦原の各一部
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間
平成24年11月5日から
平成24年11月19日まで

「揭示済」

亀岡市公告第52号

南丹都市計画地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 種類
地区計画
- 2 名称
篠町篠地区地区計画
- 3 位置
亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目、篠下西山及
び松ヶ池並びに王子西ノ山の各一部
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間
平成24年11月5日から
平成24年11月19日まで

「揭示済」

亀岡市公告第53号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成24年11月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成24年11月12日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第54号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成24年11月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

平成24年11月16日以後、常時備え置くこととする。

2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第55号

住民基本台帳法第11条第3項及び同法第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

平成24年11月22日

亀岡市長 栗山正隆

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国又は地方公共団体の 機関名	請求事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
防衛省	自衛官等の募集に伴う広報のため	平成23年12月6日 から8日まで	亀岡市全域
京都府南丹保健所	平成24年国民健康・栄養調査における被調査世帯及び被調査者名簿作成のため	平成24年9月19日	篠町森

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
株式会社総合環境計画京都事務所 所長 泉 朋徳 (京都府政策企画部計画推進課 京都府知事 山田 啓二)	「平成23年度京都府民の 意識調査」実施のための 対象者抽出	平成24年1月5日	荒塚町2丁目・稗田野町天川 千代川町小川1丁目 本梅町井手・篠町広田2丁目 河原林町河原尻綾町 南つつじヶ丘大葉台1丁目 西別院町犬甘野上ノ谷
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 若杉 五馬 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 情報部長 田中 康司	2012年「全国たばこ喫煙 者率調査」実施のための 対象者抽出	平成24年1月31日	篠町浄法寺
株式会社 サーベイリサーチセン ター 代表取締役 藤澤 士朗 (日本放送協会 営業局長 畑中 富雄)	「テレビ放送に関するア ンケート」実施のための 対象者抽出	平成24年1月11日	余部町・荒塚町 荒塚町1丁目、2丁目 西つつじヶ丘五月台1丁目、 2丁目 西つつじヶ丘大山台1丁目

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 (大阪商業大学JGSS研究センター 学長 谷岡 一郎)	「第9回生活と意識につ いての国際比較調査 (JGSS-2012)」実施の ための対象者抽出	平成24年2月2日	保津町
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 (株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 比本 臣吾)	「放送に関する意識調 査」実施のための対象者 抽出	平成24年2月2日	宮前町猪倉
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (内閣府経済社会総合研究所 所長 小野 善康)	「生活の質に関する調 査」実施のための対象者 抽出	平成24年2月14日	千代川町今津1丁目
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 (株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 比本 臣吾)	「第6回日常生活に関す るアンケート調査」実施 のための対象者抽出	平成24年6月26日	保津町
株式会社 毎日新聞社 世論調査室 室長 三岡 昭博	「時事問題世論調査」・ 「第66回読書世論調査」 実施のための対象者抽出	平成24年8月7日	北河原町2丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (株式会社 時事通信社大阪支社 支社長 清水 達也)	「くらしと環境に関する 世論調査」実施のための 対象者抽出	平成24年8月7日	中矢田町
株式会社 サーベイリサーチセン ター 代表取締役 藤澤 士朗 (内閣府政策統括官(共生社会政 策担当) 高齢社会対策担当 参事官 原口 剛)	「団塊の世代の意識に関 する調査」実施のための 対象者抽出	平成24年8月22日	稗田野町太田 稗田野町柿花 稗田野町鹿谷

「揭示済」

亀岡市公告第56号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成24年11月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成24年11月20日
午後6時頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市畑野町広野地内 |
| 3 種類 | 雑種 |
| 4 毛色 | 茶、黒 |
| 5 性別 | 雌 |
| 6 体格 | 小 |
| 7 犬の鑑札 | なし |
| 8 注射済票 | なし |
| 9 その他 | 革製赤色首輪 |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成24年
11月29日）までに引取りのないとき
は処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第57号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振
興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年
政令第254号）第10条の規定に該当する軽
微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関
する法律（昭和44年法律第58号）第13条
第4項で準用する同法第12条の規定により公
告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供
する。

平成24年11月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧期間
平成24年11月27日以後、常時備
え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第58号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成23年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成24年11月30日

亀岡市長 栗山正隆

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 職員の採用の状況（平成23年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	12人			12人
保育士	4人			4人
保健師	2人			2人
指導主事			3人	3人
病院医師		2人		2人
病院看護師	8人			8人
病院医療技術	2人			2人
計	28人	2人	3人	33人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

② 職員の退職の状況（平成23年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	19人	1人	2人	1人	23人
保育士	1人	3人	1人		5人
幼稚園教諭	1人				1人
技能労務	1人				1人
病院医師			2人		2人
病院看護師			3人		3人
計	22人	4人	8人	1人	35人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成23年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務（上級）	149人	121人	54人	27人	13人	9.3
事務（上級） 民間経験5年以上	44人	39人	23人	3人	3人	13.0
事務（初級）	17人	13人	7人	2人	1人	13.0
保育士	27人	24人	12人	5人	2人	12.0
土木	8人	8人	4人	1人	1人	8.0
電気	3人	2人			0人	—
病院看護師	5人	5人			5人	1.0
	1人	1人			1人	1.0
病院医療技術	1人	1人			1人	1.0

(注) 1 平成23年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。
 2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		職員数			主な増減理由	
		平成23年	平成24年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人	0人	
		総務	119人	124人	5人	政策推進室新設に伴う増
		税務	35人	35人	0人	
		民生	139人	140人	1人	事務事業統廃合等
		衛生	52人	45人	△7人	事務事業統廃合等
		農林水産	33人	30人	△3人	事務事業統廃合等
		商工	12人	14人	2人	観光戦略課新設に伴う増
		土木	66人	62人	△4人	退職不補充等
	計	463人	457人	△6人		
		教育部門	77人	75人	△2人	退職不補充等
	小計	540人	532人	△8人		
公営企業等部門	病院	110人	111人	1人	看護業務増	
	水道	27人	27人	0人		
	下水道	31人	27人	△4人	農業集落配水事業縮小による減	
	その他	27人	26人	△1人	後期高齢者医療広域連合に係る派遣職員減	
	小計	195人	191人	△4人		
合計		735人 [839人]	723人 [839人]	△12人 [0人]		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。
 2 []内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	平成23年	平成24年	
一般行政職	418人	414人	以下のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	1人	1人	医療技術の業務に従事する職（保健センター理学療法士）
保健職	21人	21人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	69人	65人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	168人	165人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	7人	7人	現業の業務に従事する職（給食調理員、用務員等）
教育職	15人	14人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
教育長	1人	1人	教育委員会教育長
計	735人	723人	

（注） 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標（集中改革プラン）

部門	平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
一般行政部門	504人	463人	41人	8.1%
教育部門	87人	82人	5人	5.7%
公営企業等部門	187人	186人	1人	0.5%
計	778人	731人	47人	6.0%

（注） 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

部門		平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目	平成21年 4年目	平成22年 5年目	平成17～ 22年計	数値 目標
一般行政 部門	職員数	504人	492人	473人	468人	468人	465人		463人
	増減		△12人	△19人	△5人	0人	0人	△36人	△41人
教育部門	職員数	87人	84人	82人	83人	79人	74人		82人
	増減		△3人	△2人	1人	△4人	△5人	△13人	△5人
公営企業 等部門	職員数	187人	187人	185人	187人	192人	192人		186人
	増減		0人	△2人	2人	5人	0人	5人	△1人
計	職員数	778人	763人	740人	738人	739人	731人		731人
	増減		△15人	△23人	△2人	1人	△8人	△47人	△47人

（注） 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 計画期間は、平成17年から22年の5年間である。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

① 人件費の状況 (平成23年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の人件費率
92,241人	32,809,597千円	932,439千円	5,718,767千円	17.4%	16.4%

(注) 住民基本台帳人口は、平成24年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況 (平成23年度普通会計決算)

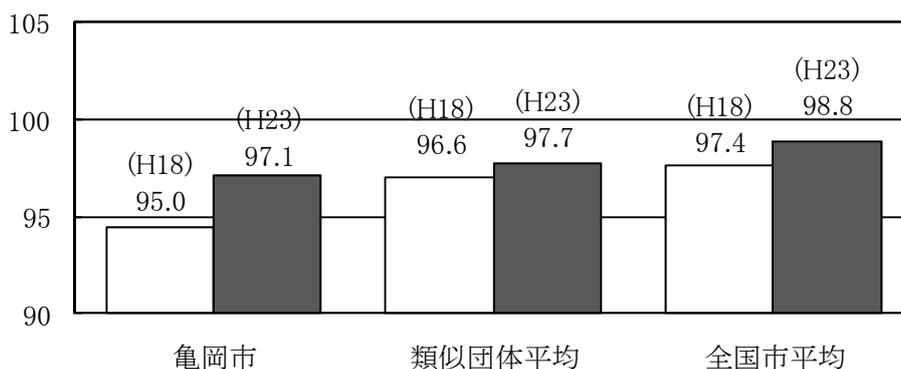
職員数A	給与費				1人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
539人	2,040,559千円	573,292千円	761,838千円	3,375,689千円	6,263千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員 (平成23年4月1日現在) の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	部長級7%減 次・課長級5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成23年度)

④ ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体 (一般市類型Ⅱ-1) のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況 (各年4月1日現在)

区分		給料月額等		
		平成23年	平成24年	
給料	市長	990,000円/月	985,000円/月	
	副市長	791,000円/月	787,000円/月	
	病院事業管理者	667,000円/月	664,000円/月	
	教育長	697,000円/月	694,000円/月	
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：2.95月分 役職加算額：(給料月額+地域手当)×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：2.95月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	2,167万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×325/100	1,023万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	744万円	任期毎
給料月額×在籍年数×280/100	777万円	任期毎		
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給 (給料月額の6%)			
	副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

① 簡易水道事業 (平成23年度決算)

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
414,187千円	36,008千円	11,003千円	2.7%	14.3%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
2人	6,037千円	805千円	2,171千円	9,013千円	4,507千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

② 地域下水道事業（平成23年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,800,653千円	8,791千円	76,387千円	4.2%	22.4%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
9人	37,898千円	8,035千円	14,481千円	60,414千円	6,712千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

③ 上水道事業（平成23年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,249,787千円	219千円	237,086千円	19.0%	19.2%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
26人	110,688千円	29,293千円	42,674千円	182,655千円	7,025千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

④ 下水道事業（平成23年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,753,261千円	300,649千円	164,466千円	9.4%	9.5%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
21人	83,862千円	19,992千円	32,224千円	136,078千円	6,480千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

⑤ 病院事業（平成23年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,246,827千円	47,505千円	978,438千円	43.5%	42.9%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
112人	443,150千円	228,588千円	151,029千円	822,767千円	7,346千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成24年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

- (注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：8.4日 消化率：21.5%

- (注) 取得実績は、平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に取得した平均値である。

② 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通 勤による負傷若しくは疾病により 療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要な とき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養 が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要な とき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

- (注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

③ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日の5日前から1月後までの間の8日以内の期間

産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間								
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間								
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間								
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間								
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日以内の期間								
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）								
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）								
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間								
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">妊娠23週まで</td> <td style="width: 50%;">4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠24週～満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠36週～出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </table>	妊娠23週まで	4週間に1回	妊娠24週～満35週まで	2週間に1回	妊娠36週～出産まで	1週間に1回	出産後1年まで	その間に1回
妊娠23週まで	4週間に1回									
妊娠24週～満35週まで	2週間に1回									
妊娠36週～出産まで	1週間に1回									
出産後1年まで	その間に1回									
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間								

服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族	日数
		配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母、曾祖父母	3日
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ、おば	1日
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
		おじ又はおばの配偶者	1日
		1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する 2 同一生計の場合は()内の日数とする	
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間	
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間	

④ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	2週間以上6月以内の連続する期間において必要とする日又は時間

(3) 育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	10人	5人	0人	15人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）	0人	0人	0人	0人

(注) 平成23年度に新たに当該休業を取得した件数である。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（平成23年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	12件	0件	12件	4人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	1件	0件	1件	1人

(注) 1 平成23年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（平成23年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分手由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	10件	5件	3件	1件	19件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	2件	0件	2件

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成23年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		415件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	88件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	9件
	その他（消防団活動等）	48件

（注）平成23年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成23年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	20件
------	-----

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成23年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 コーチング研修 政策形成課題研修 メンタルヘルス研修 パソコン研修 アサーション研修 特定事業主行動計画推進研修 指導育成力向上研修 京都学園大学連携市政研修 職員倫理研修 育成面談研修 男女共同参画研修 法制執務研修 情報セキュリティー研修 人権講演会 ほか	44日	2,254人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	186日	134人
	職場研修	110日	2,220人
合計		340日	4,608人

(2) 勤務成績の状況（平成23年度）

評定結果					
A 極めて良好	B 特に良好	C 良好（普通）	D やや不良	E 不良	計
60人	32人	484人	8人	7人	591人

(注) 育児休業中の職員、医療職を除く。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（平成23年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	367人
	人間ドック	352人
	頸肩腕腰痛特殊健康診断	80人
	VDT作業従事者健康診断	267人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成23年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
4,518千円	11,731千円	735人	本給の 0.6%以内	15,961円	A+B 16,249千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成23年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成23年度）

事案なし

「揭示済」

教育委員会欄

告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる文化財を亀岡市文化財に指定する。

平成24年11月22日

亀岡市教育委員会委員長 中桐安子

1 史跡

指定種別	指定名称	指定範囲	員数
		所有者	住所
史跡	亀山城惣構跡（土居）	亀岡市京町38番地1、39番地1	317㎡、145㎡
		宗教法人天満神社	亀岡市京町37番地
史跡	亀山城惣構跡（土居）	亀岡市西堅町50番	294㎡
		宗教法人嶺樹院	亀岡市西堅町49番地
史跡	亀山城惣構跡（土居）	亀岡市西堅町24番1	383㎡
		宗教法人宗堅寺	亀岡市西堅町65番地
史跡	亀山城惣構跡（土居）	亀岡市東堅町43番	895㎡の内260㎡
		宗教法人聖隣寺	亀岡市東堅町44番地
史跡	亀山城惣構跡（土居）	亀岡市東堅町47番（坂部公園）	522㎡
		亀岡市	亀岡市安町野々神8番地

2 有形文化財

指定種別	指定名称	指定範囲	構造等
		所有者	住所
建造物	旧亀山城新御殿玄関	1棟 （亀岡市保津町譚目72番1）	木造、瓦葺、入母屋造、平屋建（明治15年に当地に移築）
		財団法人保津五苗財団	亀岡市保津町譚目72番地1

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

平成24年12月16日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成24年11月29日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

省 略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

平成24年12月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成24年11月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局

- 2 縦覧の期間 平成24年12月3日から
同月7日

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成24年11月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局

- 2 縦覧の期間 平成24年12月3日から
同月7日

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成24年11月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 縦覧の期間 平成24年12月4日

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道事業契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第16号

亀岡市上下水道事業契約規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業契約規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第21条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第23条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第26条第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第33条第1項を次のように改める。

工事、製造その他の請負の既済部分又は物件の既納部分については、その全部の完済前又は完納前にその代価の一部を支払うことができる。

第33条第2項中「又は製造」を「、製造その他の請負」に改める。

第41条第1項第3号中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

市立病院欄

規 程

亀岡市病院事業契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第5号

亀岡市病院事業契約規程の一部を
改正する規程

亀岡市病院事業契約規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第21条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第23条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第26条第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第33条第1項を次のように改める。

工事、製造その他の請負の既済部分又は物件の既納部分については、その全部の完済前又は完納前にその代価の一部を支払うことができる。

第33条第2項中「又は製造」を「、製造その他の請負」に改める。

第41条第1項第4号中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

固定資産評価審査委員会欄

規 程

亀岡市固定資産評価審査委員会公開口頭審理の傍聴に関する規程を次のように定める。

平成24年11月1日

亀岡市固定資産評価審査委員会
委員長 廣瀬敏博

亀岡市固定資産評価審査委員会規程第1号

亀岡市固定資産評価審査委員会公
開口頭審理の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第6項の規定に基づき、亀岡市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）が公開して行う口頭審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審理を傍聴しようとする者は、委員会が発行する傍聴券（別記様式）の交付を受け、入場及び退場の際これを書記に提示して、その指示に従わなければならない。

2 傍聴券は、審理開始前に審理場入口において交付する。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯してい

る者

(3) 旗、プラカード、鉢巻き、ヘルメット、ゼッケン、その他審理場に持ち込むことが不適當であると認められる物品を携帯している者

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

(2) みだりに席を離れないこと。

(3) 静かに傍聴し、拍手、私語、談笑その他の審理の妨害になるような行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 撮影又は録音をしないこと。

(6) 委員会の命令及び書記の指示に従うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、審理場の秩序を乱す行為をしないこと。

(退場命令)

第5条 委員会は、傍聴人がこの規程に違反し、審理場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び審理を傍聴することができない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

(表)

No.	傍聴人	No.	公開口頭審理 傍聴券
住所		日時： 年 月 日 時 分	
氏名		(切取線) 場所： 亀岡市固定資産評価審査委員会 印	
		(注意) この傍聴券の有効期限は、当日限りとする。	

(裏)

	遵守事項
	<ol style="list-style-type: none"> 1 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。 2 みだりに席を離れないこと。 3 静かに傍聴し、拍手、私語、談笑その他の審理の妨害になるような行為をしないこと。 4 飲食又は喫煙をしないこと。 5 撮影又は録音をしないこと。 6 委員会の命令及び書記の指示に従うこと。 7 前各号に掲げるもののほか、審理場の秩序を乱す行為をしないこと。

「揭示済」